

## 高山村定住促進結婚祝金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高山村の住民が結婚し、引き続き将来にわたって村に定住する意志のある夫婦に結婚祝金（以下「祝金」という。）を交付することにより、村の定住人口を確保し、もって村の活性化を促すことを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 祝金の交付を受けることができる者は、婚姻の届出をした者で次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻する者のいずれかが村の住民基本台帳に登録され、婚姻届の受理日から引き続き1年以上本村に居住し、将来にわたって村に居住する意志のある夫婦であること。
- (2) 過去において、夫婦のいずれもこの要綱に基づいて祝金の交付を受けていないこと。
- (3) 村税等に滞納がない世帯に属する者であること。

### (祝金の額)

第3条 祝金の交付金額は、夫婦1組につき200,000円とする。

### (祝金の申請)

第4条 祝金の交付を受けようとする者は、婚姻の日から1年経過した日以後6月以内に高山村定住促進結婚祝金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 村長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査のうえ、祝金の交付の可否を決定し、高山村定住促進結婚祝金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

### (祝金の請求及び交付)

第6条 祝金の交付決定を受けた者は、高山村定住促進結婚祝金請求書（様式第3号）により、祝金の請求をするものとする。

- 2 村長は、前項の規定による請求書が提出されたときは、速やかに祝金を交付するものとする。

### (返還)

第7条 祝金の交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な行為により祝金の交付を受けた場合又は祝金を返還することが必要であると村長が認めた場合は、祝金の決定を取り消すとともに祝金を返還させることができる。

### (補則)

第8条 この要綱に定めのない事項については、村長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。